

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日は、  
翌日と日  
休む）

## 目 次

◇ 条 例  
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（総務管財課）

◇ 告 示  
保険薬剤師の登録（保険課）

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）

飼料の試験の結果の概要（畜産課）

豚等の移入の禁止の解除（〃）

土地改良事業の変更認可申請の適否の決定（農村整備課）

都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）

◇ 教委規則  
鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則（総務課）

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（〃）

公布された条例のあらまし

◇ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例  
一 議会の議決に付すべき工事又は製造の請負に係る契約の金額の下限を予定価格五億円（現行三億円）に引き上げることとした。  
二 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県条例第一号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十三年三月鳥取県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三億円」を「五億円」に改める。  
 附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百四十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
恩 田 寿美子	鳥薬第八三五号	平成五年三月四日

鳥取県告示第二百五十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定す

る療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 診療所	所 在 地	申出の受理の年月日
島医院末恒出張 診療所	鳥取市伏野一〇九四一一	平成五年二月一日
くすりマルイ	米子市車尾四七一	平成五年二月十五日
水本クリニック	鳥取市徳尾四〇五一一一	平成五年三月一日

鳥取県告示第二百五十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成五年二月及び三月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名 称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 の 結 果 の 概 要										備 考			
				粗たん 白 質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	りん (%)	揮発性 塩基性 窒素 (%)	水溶性 窒素 (%)	ペ ク チ ン 消 化 率 (%)	DCP (%)		TDN (%)	ME (kcal/kg)	その他 の検査
倉敷市 西日本くみあい 飼料株式会社水 島工場	米子市昭和町10 鳥取県農業協同 組合連合会昭和 町飼料倉庫	くみあい配合飼料種子牛 育成用ニューフロート レット くみあい養豚用配合飼料 ウルトララムミラクル S くみあい配合飼料種豚用 S	5.2	17.3	3.0	4.9	6.3	1.03	0.71								カルシ ウム0. 24%不 足
神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社神 戸工場		くみあい配合飼料コー プフェツグ	5.2	17.4	6.2	3.0	11.5	3.64	0.63								
倉敷市 西日本飼料株式 会社	西伯郡名和町大 字名和 990 島根米穀株式会 社名和倉庫	日清印子牛用人工乳ニョ ーカーランスターター 日清印若牛用配合飼料肉 牛粗粒育成 日清印肉牛用配合飼料ス ーパー粗粒前期 日清印肉牛用配合飼料ス ーパー粗粒後期	5.1	18.6	3.6	3.4	5.4	0.66	0.64								
		日清印子牛用人工乳ニョ ーカーランスターター 日清印若牛用配合飼料肉 牛粗粒育成 日清印肉牛用配合飼料ス ーパー粗粒前期 日清印肉牛用配合飼料ス ーパー粗粒後期	5.2	14.9	3.5	5.8	6.4	0.93	0.73								
		日清印子牛用人工乳ニョ ーカーランスターター 日清印若牛用配合飼料肉 牛粗粒育成 日清印肉牛用配合飼料ス ーパー粗粒前期 日清印肉牛用配合飼料ス ーパー粗粒後期	5.1	14.0	3.4	4.7	6.6	1.35	0.62								
境港市 鳥取信託株式会 社第一工場	境港市昭和町12- 22 鳥取信託株式会社 境港市昭和町 6	65%フイツジュミール	5.2	71.6	9.2	14.5	4.27	2.66									
境港市 株式会社サンソ キハイミール	境港市昭和町 6 株式会社サンソ キハイミール	フイツジュミール	5.2	68.3	8.1	15.9	4.04	2.75									

注 1. 飼料の名称の欄中「愚」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第二百五十二号

平成四年十二月鳥取県告示第九百四十一号（豚等の移入の禁止については、廃止する。）

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十三号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）山ノ神地区区画整理、暗きよ排水及び客土）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成五年三月二十二日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画法事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称  
鳥取市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称  
鳥取都市計画公園事業 四・五・一号ニュータウン中央公園
- 三 事業施行期間  
事業施行期間を平成八年三月三十一日まで延長する。
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 変更なし
  - 2 使用の部分 変更なし

### 教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月十九日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

#### 鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「国民体育大会推進室」を「全国高校総体推進室」に改める。

第三条中「国民体育大会推進室」を「全国高校総体推進室」に、「国民体育大会冬季大会スキー競技会」を「全国高等学校総合体育大会」に改める。

第五条第一項中「国民体育大会推進室」を「全国高校総体推進室」に改め、同条第二項中「国民体育大会推進室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

第六条中「国民体育大会推進室」を「全国高校総体推進室」に改める。

第七条第一号及び第六号中「国民体育大会推進室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

推進室長」に改める。

第十条中「国民体育大会推進室」を「全国高校総体推進室」に、「国民体育大会推進室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

第十六条中「国民体育大会推進室」を「全国高校総体推進室」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月十九日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

#### 鳥取県教育委員会規則第三号

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の第一号中「国民体育大会推進室」を「全国高校総体推進室」に改め、同表の第三号中「学校保健技師」を「学校保健技師・栄養士」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。